

ヘルパーステーション コスモス

運 営 規 程
介護予防訪問介護相当事業

社会福祉法人 諏訪ノ森会

社会福祉法人諏訪ノ森会 ヘルパーステーション コスモス 運営規程
介護予防訪問介護相当事業

（事業の目的）

第1条 この運営規程は社会福祉法人諏訪ノ森会が運営するヘルパーステーションコスモス（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問介護相当の事業は、高齢者が要支援状態となった場合においても、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）指定介護予防訪問介護相当事業は、要支援状態維持もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう目標を設定し、計画的に行うものとする。
- （2）自らその提供する指定介護予防訪問介護相当事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- （3）指定介護予防訪問介護相当事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- （4）指定介護予防訪問介護相当事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行う。
- （5）常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- （6）指定介護予防訪問介護相当事業計画の作成後は、当該介護予防訪問介護相当事業計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、モニタリング結果を地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者に報告するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ヘルパーステーション コスモス
- （2）所在地 青森市大字諏訪沢字丸山66番地1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管 理 者 介護福祉士1名

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防訪問介護相当事業の提供に当たる。

- （2）サービス提供責任者 介護福祉士1名（管理者兼務）

サービス提供責任者は指定介護予防訪問介護相当事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、指定介護予防訪問介護相当事業計画の作成等を行うとともに、自らも指定介護予防訪問介護相当事業の提供に当たる。

- （3）訪問介護員等 介護福祉士3名

（常勤職員2名、管理者兼サービス提供責任者兼務1名、非常勤職員1名）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。
- (4) 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定介護予防訪問介護相当事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防訪問介護相当事業の内容は、重要事項説明書の通りとし、当該指定介護予防訪問介護相当事業を提供した場合の利用料の額は、青森市が定める基準によるものとし、指定介護予防訪問介護相当事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割・3割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護相当事業に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護相当事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者様又はその家族様に対して交付する。

- (1) 身体介護
食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、更衣、体位変換、通院介助等
- (2) 生活援助
食事の支度、洗濯、掃除、布団干し、買い物、薬の受取等

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、青森市とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護相当事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した指定介護予防訪問介護相当事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第12条 訪問介護員等の質の向上のため、業務に支障のない範囲で施設内外における研修の機会を設けることとする。

- 2 従業者及び従業者であった者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者及び家族の情報を漏らしてはいけない。
- 3 従業者及び従業者であったものが、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるものの他、この事業部門の運営に関する事項は、法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 その他必要事項については、介護保険上の指定介護予防訪問介護相当事業に関する定めを遵守し、監督機関の指示、指導に従う。

附 則

- この規程は令和元年10月1日から施行する。
- この規程は令和3年 4月1日から施行する。
- この規程は令和3年 8月1日から施行する。
- この規程は令和3年10月1日から施行する。
- この規程は令和4年 5月2日から施行する。
- この規程は令和4年 8月1日から施行する。
- この規程は令和6年 2月1日から施行する。
- この規定は令和6年10月1日から施行する。